

平成22年度  
区分所有管理士試験  
記述式試験

問題用紙

次の注意事項をよく読んでから、始めて下さい。

**(ご注意)**

- 1．問題用紙は1ページから5ページまで、全部で5問あります。
- 2．試験開始の合図と同時に、問題のページ数を確認して下さい。落丁や乱丁がありましたら、ただちに試験監督員に申し出て下さい。
- 3．答は別紙の「**記述式試験 解答用紙**」に記入して下さい。
- 4．解答用紙に受験番号、氏名、受験地を忘れずに記入して下さい。
- 5．ご提出いただくのは解答用紙のみです。問題用紙はお持ち帰り下さい。

## 【問題 1】

次の文章の（ ）から（ ）に該当する適切な語句を解答用紙の解答欄に記入し、一部共用部分の管理に関する説明文を完成させなさい。

一部共用部分の管理を全員で行う場合の一つは、それが区分所有者（ ）に関係する場合である。一部共用部分の外装が建物全体の美観に影響を及ぼすような場合におけるその外装の管理がその一例である。また、この場合の一部共用部分に関する規約は、全員の（ ）の決議で設定し、変更し、又は廃止する。

これらの管理及び規約の定めは、（ ）がすることはできない。

一部共用部分の管理又は使用に関する事項は、区分所有者（ ）に関係しないものであっても、（ ）で定めることができる。これによって、（ ）に関係しない管理も全員で行うものとすることができる。

この場合の規約の設定、変更又は廃止をするには、全員の（ ）の特別多数決議が必要であるが、その決議の際に、当該（ ）のうち、その頭数又は議決権割合のいずれかにおいて（ ）を超える者が反対したときは、決議は有効に成立しないこととされている。

## 【問題 2】

次の文章は、平成22年5月1日から施行された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則」と整合を図り、国土交通省から平成21年10月2日に公表されたマンション標準管理委託契約書の収支状況報告についてのものであるが、文中の（ ）から（ ）にあてはまる語句を記入し、文章を完成させなさい。

マンション管理会社は、（ ）までに、前月におけるマンション管理組合の収支状況に関する書面の（ ）を行うほか、マンション管理組合の請求があったときは、マンション管理組合の会計の収支状況に関する（ ）を行う。なお、あらかじめマンション管理組合が当該書面の（ ）に代えて（ ）による（ ）を（ ）した場合には、マンション管理会社は、当該方法による（ ）を行うことができる。

### 【問題3】

平成22年5月1日から施行された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則」(以下本問において「施行規則」という。)による、財産の分別管理に関する次の文章を完成させなさい。

「施行規則第87条第2項第1号イ」の方法による財産の分別管理とは、マンションの区分所有者等から徴収された修繕積立金等金銭を( )に預入し、( )その月分として徴収された修繕積立金等金銭から当該月中の( )に要した費用を控除した残額を( )までに( )から保管口座に移し換え、当該保管口座において預貯金として管理する方法のことである。

マンション管理業者は、マンションの区分所有者等から徴収される( )の修繕積立金等金銭又は施行規則第87条第1項に規定する財産の合計額以上の額につき、有効な保証契約を締結しなければならない。

#### 【問題 4】

消防法（昭和23年法律第186号）の規定による防火管理者の責務について、次の（ ）～（ ）に適切な語句を記入し、文章を完成させなさい。

防火管理者は、防火管理上必要な業務を行うときは、必要に応じて当該防火対象物の管理について（ ）の指示を求め、誠実にその職務を遂行しなければならない。

防火管理者は、消防の用に供する設備、（ ）若しくは消火活動上必要な施設の点検及び整備又は（ ）若しくは取扱いに関する監督を行うときは、火元責任者その他の防火管理の業務に従事する者に対し、必要な指示を与えなければならない。

防火管理者は、総務省令で定めるところにより、（ ）に係る消防計画を作成し、これに基づいて消火、通報及び（ ）の訓練を定期的実施しなければならない。

## 【問題 5】

簡易専用水道に関する次の記述のうち、( ) ~ ( ) に適切な語句を下記の語群から選び、文章を完成させなさい。

( 管理基準 )

簡易専用水道の設置者は、次に掲げる基準に従い、その水道を管理しなければならない。

- 一 水槽の掃除を一年以内ごとに一回、定期に行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 ( ) における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準に関する省令 の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに ( ) し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

( 検査 )

簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、( ) 以内ごとに一回検査を受けなければならない。検査の方法その他必要な事項については、( ) が定めるところによるものとする。

( 帳簿の備付け )

地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者は、書面又は電磁的記録によって簡易専用水道の管理の検査に関する事項を記載した帳簿を備え、簡易専用水道の管理の検査を実施した日から起算して( ) 間、これを保存しなければならない。

[ 語群 ]

6ヶ月、一年、二年、三年、五年、水槽、給水栓、厚生労働大臣、都道府県知事、市町村長、警察へ通報、給水を停止、保健所に連絡